

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十四号

#### 広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条の五 知事は、法第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定をしたときは、同条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事項を告示するものとする。法第二百三十一条の二の七第二項の規定により指定を取り消した旨を告示するときも、同様とする。</p> <p>一 指定納付受託者が委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容</p> <p>二 指定納付受託者が歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間</p> <p>21 知事は、法第二百三十一条の二の三第四項に規定する事項のほか、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該事項を告示するものとする。</p> <p>（繰替払）</p> <p>第三十七条 会計管理者、廃出納員、総務事務所出納員、分任出納員（廃出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は指定金融機関は、令第六十四条第一号から第四号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に掲げる現金から繰替払をすることができる。</p> <p>一 生産物売払いに係る販売委託手数料 当該生産物売払代金</p> <p>二 指定納付受託者が委託を受けて納付する収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第十四条の五 知事は、法第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。</p> <p>一 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容</p> <p>三 指定代理納付者に歳入を納付させる期間</p> <p>（繰替払）</p> <p>第三十七条 会計管理者、廃出納員、総務事務所出納員、分任出納員（廃出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は指定金融機関は、令第六十四条第一号から第四号までに掲げる経費のほか、生産物売払いに係る販売委託手数料の支払については、当該生産物売払代金から繰替払をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第19号の2 (第21条の2関係)

(表)

<p>写真 縦 3.0cm 横 2.4cm</p>	<p>(略)</p> <p>徴収職員証</p> <p>(略)</p>
-----------------------------------	------------------------------------

(裏) (略)

改正前

様式第19号の2 (第21条の2関係)

(表)

<p>写真 縦 3.0cm 横 2.5cm</p>	<p>(略)</p> <p>徴収職員証</p> <p>(略)</p>
-----------------------------------	------------------------------------

(裏) (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に対するこの規則による改正後の広島県会計規則の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。